**平成２６年（フ）第４８７４号**
大阪府守口市金田町２丁目２番５―304号
債務者　水杉　　恵
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８７５号**
大阪市東住吉区駒川４丁目10番５―602号
債務者　福尾　龍伸
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８７６号**
大阪府東大阪市近江堂２丁目10番15号、前住所大阪市浪速区戎本町１丁目８番11号
ニューハイツ中村304号
債務者　大滝　公明
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８８５号**
大阪府高槻市東五百住町３丁目17番３号
シャトレ―高谷303号
債務者　山下　奉之
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８９２号**
大阪府交野市松塚14番３号
債務者　谷井　竜一
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４８９８号**
大阪府東大阪市永和１丁目４番１号　レジデンス永和205号
債務者　星　　治子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４９０７号**
大阪府東大阪市新喜多２丁目６番27―2038号、前住所大阪府東大阪市御厨栄町２丁目６番13―602号
債務者　戸島　咲枝（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７７１号**
堺市北区北花田町３丁32番地９　ロッソ北花田501号、前住所大阪府和泉市光明台３丁目27番４号
債務者　北村かがり（旧姓西原）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８０５号**
堺市西区浜寺元町６丁911番地８　コーポ新田201号、前住所大阪府和泉市箕形町５丁目12番15―10号
債務者　吉村　賢二
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８１１号**
大阪府柏原市大字高井田1577番地の３
債務者　加藤　順子（旧姓孫野）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８６７号**
大阪府富田林市藤沢台７丁目１番18号
債務者　名嘉山朝也
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８６８号**
大阪府富田林市藤沢台７丁目１番18号
債務者　名嘉山祐子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８７４号**
大阪府松原市南新町１丁目12番18―305号
債務者　久井　啓子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第８９０号**
大阪府柏原市平野１丁目５番９号　ゴールドレジデンス堅下103号
債務者　三浦　和顕
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第３０９号**
高知市西久万44番地１　ハイツ林202
債務者　鶴岡香予子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３４３号**
高知県南国市小籠858番地　松の本荘２Ａ
債務者　久保さゆり
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３４４号**
高知市若草南町７番３―301号
債務者　髙橋　裕鹿
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第３５０号**
高知市中万々109番地７　上原ビル306
債務者　西村　　妙
1　決定年月日時　平成26年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
高知地方裁判所破産係